

定期報告の対象となる防火設備

種 別	対 象	報告時期
防火設備（以下の防火設備は除く） ・ 防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備 ・ 常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの）	建築基準法施行令第 16 条第 1 項及び松江市建築基準法施行細則第 9 条に基づき同法第 12 条第 1 項の定期報告の対象とされる建築物に設けられる防火設備 以下の用途に供する床面積が 200 平方メートル以上の建築物に設けられる防火設備 ○ 病院 ○ 診療所（患者の収容施設があるものに限る） ○ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ○ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○ 助産施設、乳児院、障害児入所施設（※ 1） ○ 助産所（※ 1） ○ 盲導犬訓練施設（※ 1） ○ 救護施設、更生施設（※ 1） ○ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。 ※ 1）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。） ○ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（※ 1） ○ 母子保健施設（※ 1） ○ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（※ 1）	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、1 年ごと

※ 1 就寝の用に供するものに限る。